条の三に定める事項並びに同法第十条の四に規定する暗号資産交換業者に係る同条及び同法第十条の五に定める事項に係るものに限る。）を実施し、及び為替実査官の行う事務を総括する。

3　［略］

（貸金業調整官）

第二百三十二条の二　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、貸金業調整官十人以内を置く。

2　貸金業調整官は、命を受けて、第二百二十一条第一号タからウに掲げる者の監督に関する事務のうち重要な事項についての調整に関する事務を処理する。

（財務事務所の所掌事務）

第二百五十三条　財務事務所は、財務局又は福岡財務支局の所掌事務のうち次に掲げる事務を分掌する。

［一～十五　略］

十六　次に掲げる者の監督に関すること。

［イ～ハ　略］

ニ　電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

［ホ　略］

［ヘ　略］

［ト　略］

［チ　略］

［リ　略］

［ヌ　略］

［ル　略］

［ヲ　略］

［ワ　略］

［カ　略］

［ヨ　略］

［タ　略］

レ　電子決済手段等取引業を行う者

［略］

ソ　［略］

ツ　［略］

ネ　［略］

（理財課、理財第一課、理財第二課、理財第三課、理財第四課、理財第五課、理財第六課、理財第七課及び理財第八課の所掌事務）

第二百五十八条　理財課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

［イ～ハ　略］

ニ　電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

［ホ　略］

［ヘ　略］

［ト　略］

［チ　略］

［リ　略］

［ヌ　略］

［ル　略］

［ヲ　略］

［ワ　略］

［カ　略］

［ヨ　略］

［タ　略］

レ　電子決済手段等取引業を行う者

［略］

ソ　［略］

ツ　［略］

ネ　［略］

二　［略］

2　［略］

第二百六十一条　出張所の名称、位置及び管轄区域は、別表第二のとおりとする。

［2・3　略］

4　小樽出張所及び北見出張所は、第二項各号に掲げる事務のほか、財務局の所掌事務のうち次に掲げる事務を分掌する。

［一～十一　略］

3　［同上］

（貸金業調整官）

第二百三十二条の二　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、貸金業調整官十人以内を置く。

2　貸金業調整官は、命を受けて、第二百二十一条第一号ヨからラに掲げる者の監督に関する事務のうち重要な事項についての調整に関する事務を処理する。

（財務事務所の所掌事務）

第二百五十三条　財務事務所は、財務局又は福岡財務支局の所掌事務のうち次に掲げる事務を分掌する。

［一～十五　同上］

十六　次に掲げる者の監督に関すること。

［イ～ハ　同上］

［号の細分を加える。］

ニ　［同上］

［ホ　同上］

［ヘ　同上］

［ト　同上］

［チ　同上］

［リ　同上］

［ヌ　同上］

［ル　同上］

［ヲ　同上］

［ワ　同上］

［カ　同上］

［ヨ　同上］

［号の細分を加える。］

［ソ　略］

［ツ　略］

［ネ　略］

（理財課、理財第一課、理財第二課、理財第三課、理財第四課、理財第五課、理財第六課、理財第七課及び理財第八課の所掌事務）

第二百五十八条　理財課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

［イ～ハ　同上］

［号の細分を加える。］

［タ　同上］

［レ　同上］

［ソ　同上］

二　［同上］

2　［同上］

第二百六十一条　出張所の名称、位置及び管轄区域は、別表第二のとおりとする。

［2・3　同上］

4　小樽出張所及び北見出張所は、第二項各号に掲げる事務のほか、財務局の所掌事務のうち次に掲げる事務を分掌する。

［一～十一　同上］